しているときは、第一地域の一部の国々における航空機の安全運航の支援及び気象情報の確実な配信の支援として 3400-4200MHz の周波数帯における既存の、及び計画中の FSS 地球局の保護の必要性を考慮することをそれらの主管庁に促すこと。

3　この特有な用途に関わっている地球局の数を考慮しつつ、航空機の安全運航の支援及び／又は気象情報の確実な配信の支援としての通信に使用する FSS 地球局に個別に免許を付与する可能性及び特定の地球局としてそれらを MIFR に登録する可能性を検討することを、第一地域の主管庁に要請すること。

4　前述の認識事項 a)に示した ITU-R の出版物に記載された適切な軽減技術を採用することを第一地域の主管庁に奨励すること。

5　FSS 及び移動業務に対するこれらの技術上及び規制上の措置の適用が、他の国々のその他の既存の、及び計画中のシステム並びに業務による 3400-4200MHz の周波数帯の使用を制限しないことを確保することを主管庁に要請すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するICAO及びWMOの注意を喚起すること。

追　　決議第 155（WRC-15）　非隔離空域*における無人航空機システムの制御及び非ペイロード通信用で、付録第 30 号、第 30A 号及び第 30B 号のプランに従うことを条件としない特定の周波数帯で、固定衛星業務における静止衛星通信網とともに運用する無人航空機に搭載された地球局に関する規制措置

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　無人航空機システム（UAS）の運用には信頼性の高い制御及び非ペイロード通信（CNPC）リンクが、とりわけ航空交通管制通信の中継及び遠隔パイロットが飛行を制御するために必要であること。

b)　第１付属書に示すように、UAS CNPC リンクを見通し外でも提供するために衛星網を使用することができること。

c)　宇宙局と無人航空機（UA）搭載局との間の CNPC リンクは、地上業務を含む他の一次業務と共用する周波数帯の一次固定衛星業務（FSS）において、本決議に基づき運用するよう提案されていること。ただし、本アプリケーションに対応するために他の分配の使用を排除するものではないこと。

以下を更に考慮し、

UAS CNPC リンクは UAS の安全運航に関わるものであり、一定の技術的、運用上及び規制上の要求を遵守しなければならないこと。

以下に留意し、

a)　19.7-20.2 GHz 及び 29.5-30.0 GHz の周波数帯の静止 FSS の宇宙局と通信を行う移動する地球局の利用に関し、本世界無線通信会議が決議第 156 を採択したこと。

b)　非隔離空域における UAS の安全な運用を支援するための UAS の特性及びスペクトル要求に関する情報を ITU-R 報告 M.2171 が提供していること。

以下を認識し、

a)　UAS CNPC リンクは国際標準・勧告方式及び国際民間航空条約に沿って制定された手続に従って運用されること。

b)　本決議では、CNPC リンクの運用条件を設定したものの、国際民間航空機関（ICAO）がこの条件のもとに、UAS の安全運用を確保できるような標準・勧告方式を策定できるかの確証を得てはいないこと。

以下を決議し、

1　第二地域の 10.95-11.2 GHz（宇宙から地球）、11.45-11.7 GHz（宇宙から地球）、11.7-12.2 GHz（宇宙から地球）、第三地域の 12.2-12.5 GHz（宇宙から地球）、第一地域及び第三地域の 12.5-12.75 GHz（宇宙から地球）及び 19.7-20.2 GHz（宇宙から地球）の周波数帯並びに 14-14.47 GHz（地球から宇宙）及び 29.5-30.0 GHz（地球から宇宙）の周波数帯で運用する静止 FSS 衛星通信網の局への割当ては、以下の決議事項で規定された条件を満足している限り、非隔離空域*の UAS CNPC リンクへの使用が可能なこと。

2　UA に搭載された移動する地球局は、当該地球局のクラスが宇宙局のクラスと合致しており、また、本決議のほかの条件を満たしている場合にあっては、上記決議事項１に掲げた周波数帯で運用する静止 FSS 衛星通信網の宇宙局と通信することが可能なこと（下記、無線通信局長指示事項３も参照のこと。）。

3　無線通信局長指示事項４を考慮し、決議事項１に規定された周波数帯は、国際民間航空条約第 37 条と整合した関連国際航空標準及び勧告方式（SARPs）が採択される以前には UAS CNPC リンクに使用してはならないこと。

4　UA CNPC リンクを提供する FSS 網を所管する主管庁は、決議事項２に示した項目の BR IFIC による公表要請及び第８条に定めた国際的権利及び認知を得るために同決議事項に特定した手続を含む対応する宇宙局、特定の及び代表的な地球局並びに UA 搭載の移動する地球局への割当てを含む関連割当てについて、必要に応じて第９条（必要な規定は、今後特定又は策定する必要がある。）及び第 11 条の関連規定を適用すること。

5　UAS CNPC リンクの地球局は、無線通信局により公表された静止 FSS 衛星網の特定の又は代表的な地球局を含め、関連する衛星網の通告済及び登録済の技術的パラメータの範囲内で運用すること。

6　UAS CNPC リンクの地球局は、決議事項５で示され無線通信局により公表された特定又は代表的な地球局以上に、他の衛星網に混信を与えたり、それらからの保護を求めてはならないこと。

7　上記、決議事項６を適用するために、UAS CNPC リンクに用いられる FSS 網を所掌する主管庁は、自領域内での UAS CNPC リンクの使用を許可する主管庁からの求めに応じ、CNPC リンクに用いられる通信網の参照割当てに対する混信レベルを提供すること。

8　FSS 網の UAS CNPC リンクの地球局は、当該 FSS 通信網の特定の又は代表的な地球局で、決議事項５で示されたように、第９条及び第 11 条の関連規定に基づき事前に調整及び/又は通告されている局以上に地上業務の局に混信を与えたり、それらからの保護を求めてはならないこと。

9　第９９条及び第 11 条の規定を適用している間、UAS CNPC リンクへの FSS 衛星網の割当ての使用は他の FSS 衛星網に制約を与えてはならないこと。

10　UAS CNPC リンクの導入は、第９条及び第 11 条に基づく地上業務の調整に追加の制約を与えてはならないこと。

11　UA に搭載された地球局は、第 15 条に基づく異議申立てを受けることなしに、決議事項１に掲げた周波数帯で無線通信規則に準拠して運用している地上業務からの混信に耐えられるよう設計され運用されること。

12　UA に搭載された地球局は、第９条及び第 11 条の適用の結果発生する他の衛星網からの混信を受けても運用できるように設計され運用されること。

13　UAS の安全航行のため、UAS CNPC リンクの運用を所掌する主管庁は、

- UAS CNPC リンクの使用が、国際民間航空条約第 37 条に準拠した国際標準及び勧告方式（SARPs）に従うことを確保すること。
- 本決議に従って運用されている UA 搭載の地球局が有害な混信を受けないよう、第 4.10 号に従い、必要な手段を執ること。
- UAS CNPC リンクへの有害な混信を受けないようにすることは、その安全な運用にとって必須であることから、かかる有害な混信が判明した際には、決議事項 11 を考慮しつつ、直ちに対策を執ること。
- 宇宙局、特定の又は代表的な地球局及び UA 搭載地球局（決議事項 2 参照）への割当てを含め、第９条（決議事項４で特定した規定を含む）に基づき成功裏に調整され、第